

独立行政法人農林水産消費安全技術センター無駄削減プロジェクトチーム
設置規程

制 定 平成21年3月19日付け20消技第3830号

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進するため、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに「独立行政法人農林水産消費安全技術センター無駄削減プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

(役割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- (1) 支出の無駄を削減するための取組
- (2) 予算の執行状況を、より一層予算配分に反映させるための取組
- (3) 役職員の意識改革を促進するための取組
- (4) その他無駄の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 : 総合調整担当理事

副チーム長 : 企画調整部長、総務部長

委員 : 企画調整課長、総務課長、会計課長、管財課長、情報管理課長、
規格検査課長、表示指導課長、肥飼料安全検査部業務調査課長、
農薬検査部業務調査課長

2 チーム長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームに外部有識者の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームは、必要の都度、チーム長が招集する。

2 会議終了後、ホームページ等により、会議の概要を公開する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、会計課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもの他、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。